

# 奈良市公報

第 2 4 2 号

平成21年3月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 規 則

- 奈良市路上喫煙防止に関する条例施行規則…………… 1
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5

### 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 6
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 7
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の変更の許可の申請の概要……………10
- 住居番号の設定……………11
- 農業振興地域整備計画の変更……………11
- 放置自転車等の保管（3件）……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 放置自転車等の処分……………13
- 開発行為に関する工事の完了……………13
- 梅の郷月ヶ瀬温泉の開場……………13
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………13
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………13
- 放置自転車等の保管……………13
- 平成20年度奈良市一般会計補正予算の要領……………14
- 放置自転車等の保管……………17

### 監 査

- 定期監査の監査結果……………17

### 公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………17

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………18

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………18

## 規 則

奈良市路上喫煙防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成21年2月12日

奈良市長 藤原 昭

### 奈良市規則第7号

奈良市路上喫煙防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市路上喫煙防止に関する条例

(平成20年奈良市条例第52号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙禁止地域標識等の設置)

第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により路上喫煙禁止地域を指定したときは、当該地域内の公衆の見やすい場所に、路上喫煙禁止地域である旨を表示した標識及び当該路上喫煙禁止地域の地域図を設置するものとする。

(路上喫煙禁止地域の指定等の告示)

第3条 条例第6条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定する路上喫煙禁止地域の名称及び区域
- (2) 指定の効力が発生する日

2 条例第6条第3項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を解除し、又は変更する路上喫煙禁止地域の名称及び区域
- (2) 指定を変更する内容(指定を変更する場合に限る。)
- (3) 指定の解除又は変更の効力が発生する日

(路上喫煙禁止地域内喫煙場所の指定)

第4条 市長は、条例第7条ただし書の規定により路上喫煙禁止地域内に喫煙することができる場所を指定したときは、当該指定した場所に吸い殻入れを設置するとともに、その範囲を示すものとする。

(指定職員証)

第5条 条例第9条に規定する路上喫煙防止指定職員証は、別記第1号様式のとおりとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第11条の規定により過料の処分を行う場合は、条例第8条の規定による命令に違反した者に対し、告知・弁明書(別記第2号様式)により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

(処分決定通知)

第7条 市長は、条例第11条の規定により過料の処分を行う場合は、当該過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(過料の額)

第8条 条例第11条の規定により科する過料の額は、1,000円とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

### 附 則

この規則は、平成21年3月1日から施行する。ただし、

第6条から第8条までの規定は、平成21年11月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(顔写真)</p> </div>		<p style="text-align: right;">路上喫煙防止指定職員証</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">所 属</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">生年月日                   年    月    日</p> <p style="text-align: right;">有効期限                    年    月    日</p> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、奈良市路上喫煙防止に関する条例第11条の規定による過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年    月    日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">奈良市長                    印</p>
---	---	---

(注) 裏面に奈良市路上喫煙防止に関する条例及び奈良市路上喫煙防止に関する条例施行規則の抜粋を記載する。

第2号様式(第6条関係)

第 年 月 日 号

告知・弁明書

住 所	
氏 名	様
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 ( ) -

奈良市長 印

あなたは、次のとおり路上喫煙禁止地域内で路上喫煙をし、市長又は指定職員の是正命令に従いませんでした。

この行為は、奈良市路上喫煙防止に関する条例(平成20年奈良市条例第52号。以下「条例」という。)第7条の規定に違反し、同条例第11条の規定により過料の処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

行 為 の 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
行 為 の 場 所	奈良市
行 為 の 内 容	路上喫煙禁止地域内での路上喫煙(条例第7条に違反)
命 令 の 方 法	
弁 明 の 方 法	弁明書の提出
弁 明 の 提 出 期 限	年 月 日
提 出 先	

年 月 日

(弁明書の提出先) 奈良市長

次のとおり、弁明書を提出します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

弁 明 の 内 容	<input type="checkbox"/> 告知のとおり認め、弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。
	.....
	.....

- (注) 1 弁明書と併せて、証拠書類等を提出することができます。  
2 代理人による弁明の場合は、委任状を添付してください。  
3 提出期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第3号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

## 過料処分決定通知書

住 所	
氏 名	様
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 ( ) -

奈良市長 印

あなたは、次のとおり路上喫煙禁止地域内で路上喫煙をし、市長又は指定職員の是正命令に従いませんでした。

よって、奈良市路上喫煙防止に関する条例(平成20年奈良市条例第52号)第11条の規定により、あなたを金1,000円の過料に処することに決定いたしました。

上記金額は、現金又は納入通知書によりお支払いください。

行 為 の 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
行 為 の 場 所	奈良市
行 為 の 内 容	路上喫煙禁止地域内での路上喫煙(条例第7条に違反)
命 令 の 内 容	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。



別記第40号様式(裏)中

「7 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得額に含め、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円
---------	---	--------------	---

8 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額	円	事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)	円
損益通算の特例適用前の 不動産所得			円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月	日
他 都 道 府 県 の 事 務 所 等 ( 有 ・ 無 )							

「7 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円
---------	---	--------------	---

8 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額	円	事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)	円
損益通算の特例適用前の 不動産所得			円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月	日
他 都 道 府 県 の 事 務 所 等 ( 有 ・ 無 )							

11 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、 日赤支部分	
条例指定分	奈良県 奈良市

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「奈良県」、「奈良市」の各欄には、奈良県、奈良市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

改め、「(この欄は、非課税証明、国民健康保険、国民年金の資格審査などの基礎資料となります。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第40号様式の規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成21年2月12日揭示済)

告 示

奈良市告示第40号

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
押熊第1幹線-80	奈良市押熊町429-2	奈良市押熊町384-1
あやめ池南幹線-463	奈良市宝来一丁目85-5	奈良市宝来一丁目84-9
紀寺幹線-35	奈良市高畑町98-4	奈良市高畑町101-2
平城幹線-16	奈良市三条大路三丁目471-1	奈良市三条大路三丁目444-1
大安寺第1幹線-213	奈良市東九条町493-4	奈良市東九条町491
西九条幹線-25	奈良市東九条町236-2	奈良市東九条町242-1
帯解幹線-166	奈良市柴屋町29-1	奈良市柴屋町38-1
帯解幹線-167	奈良市山町162-2	奈良市柴屋町33-1

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成21年2月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年2月2日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成21年2月16日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市押熊町、宝来一丁目、高畑町、三条大路三丁目、東九条町、柴屋町、山町及び田中町の各一部

帯解幹線-168	奈良市山町164	奈良市柴屋町33-3
帯解幹線-169	奈良市山町86-1	奈良市山町109
帯解幹線-170	奈良市山町113	奈良市山町114
帯解幹線-171	奈良市田中町364	奈良市田中町488
帯解幹線-172	奈良市田中町362	奈良市窪之庄町134-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成21年 2月 2日 掲示済)

**奈良市告示第41号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年 2月 2日

奈良市長 藤 原 昭

**1 入札に付する事項**

- (1) 工 事 名 平城学園前線及び菖蒲池駅北口駅前広場整備工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市あやめ池北一丁目地内
- (3) 工 事 期 契約日から平成21年 3月27日
- (4) 工 事 概 要 整備延長 L=300m  
道路土工 一式  
舗装工 一式  
排水構造物工 一式  
防護柵工 一式  
道路付属施設工 一式  
標識工 一式  
照明工 一式
- (5) 予 定 価 格 131,465千円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限基準価格 101,290千円（消費税及び地方消費税を除く）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。  
ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）  
イ 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

**3 設計図書等を示す場所及び日時**

(1) 日時

平成21年 2月 2日から 2月27日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

**4 開札の場所及び日時**

奈良市役所 入札室

平成21年 3月 2日 午前9時30分

**5 入札保証金に関する事項**

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

**6 入札参加申請**

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各

構成員)  
 オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)  
 カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(各構成員)

(2) 入札参加申請方法  
 平成21年2月2日から2月9日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定  
 (1) 審査機関  
 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。  
 (2) 入札参加者の決定通知  
 平成21年2月13日までに、共同企業体の代表者に通知します。

8 電子入札に関する事項  
 (1) 電子入札の入札参加申請期間  
 平成21年2月2日から2月9日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで  
 (2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成21年2月13日  
 (3) 入札書の提出期間  
 平成21年2月16日から2月27日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで  
 (4) 電子入札の無効  
 ア 入札に参加する資格のない者のした入札  
 イ 他人のICカードを使用した入札  
 ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書  
 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札  
 オ 内訳書の日付が開札日でない場合  
 カ その他市長の定める入札条件に違反した入札  
 (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

9 その他  
 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。  
 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。  
 (3) 問い合わせ先  
 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
 奈良市総務部監理課  
 電話 0742-34-4743  
 (平成21年2月2日揭示済)

奈良市告示第42号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年2月2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項  
 (仮称)南部老春の家建設に伴う敷地造成工事ほか16件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
 (入札参加者に必要な資格)  
 (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。  
 (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。  
 (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。  
 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。  
 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。  
 (特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)  
 2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員の平成17年度から平成19年度における別表参加資格に掲げる業種の工事の工事完成高(1社1工事)の合計金額が参加しようとする工事の予定価格(税込み)以上であること。また、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。  
 (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。  
 (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。  
 (3) 当該工事に専任の一級土木施工監理技術者を配置できること。(雇用関係が3ヶ月以上の者に限る。)  
 (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。  
 (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所  
 (1) 日時  
 告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日

を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成21年2月5日までは閲覧コーナー、同月6日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

（郵便入札による参加者）

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年2月5日まで（奈良市の休日を含む）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

（特定建設工事共同企業体による参加者）

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 専任の一級土木施工監理技術者の資格を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 平成17年度から平成19年度の土木工事における1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本（契約書については監理課で確認後返還する。）

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成21年2月9日まで（奈良市の休日を含む）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、(1)に掲げる書類を奈良市総務部監理課に持参してください。

また、同じく、告示日から平成21年2月9日まで（奈良市の休日を含む）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年2月6日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

土木ランク A

平成21年2月2日から2月5日まで（奈良市の休日を含む）の午前9時から午後5時まで

土木ランク B 同士による特定建設工事共同企業体

平成21年2月2日から2月9日まで（奈良市の休日を含む）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成21年2月13日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成21年2月16日から入札日前日まで（奈良市の休日を含む）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ その他市長の定める入札条件に違反した入札  
(5) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年2月2日揭示済)

奈良市告示第43号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の変更の許可の申請がありましたので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示します。

なお、当該申請に際し添付のあった当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき、汚水等の処理の方法に関する事項

く事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から3週間奈良市企画部環境保全課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において公衆の縦覧に供します。

平成21年2月2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名  
 名 称 近畿日本鉄道株式会社  
 住 所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号  
 代表者の氏名 取締役社長 小林哲也
- 2 工場又は事業所の名称及び所在地  
 名 称 登美ヶ丘第11次1期住宅地汚水処理施設  
 所 在 地 奈良市中登美ヶ丘六丁目6番1号
- 3 特定施設に関する事項  
 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第72号に掲げるし尿処理施設
- 4 変更しようとする事項の変更前及び変更後の内容  
 ア 特定施設の構造に関する事項

項目	変更前	変更後
能力	処理対象人員： 15,000人	処理対象人員： 18,000人
	日平均汚水量： 3,000m <sup>3</sup> /日	日平均汚水量： 3,600m <sup>3</sup> /日

項目		変更前				変更後			
汚水等の処理の方法		第6の構造+接触酸化法+凝集沈殿法+急速砂ろ過法				凝集剤添加型膜分離活性汚泥法			
汚水等の処理施設処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度 (pH)	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l)	200	5	200	10	200	5	200	5
	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l)	120	10	120	20	120	10	120	10
	浮遊物質量 (SS) (単位 mg/l)	250	5	250	10	250	5	250	5
	窒素含有量 (単位 mg/l)	50	20	50	30	50	10	50	10
	リン含有量 (単位 mg/l)	5	2	5	2	5	0.5	5	0.5
大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )		無数	3,000以下	無数	3,000以下	無数	3,000以下	無数	3,000以下
汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (単位 m <sup>3</sup> )		3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	3,600	3,600	3,600

ウ 排水水の汚染状態及び量に関する事項

排水水の汚染状態の項目	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l)	5	10	5	5
化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l)	10	20	10	10
浮遊物質 (SS) (単位 mg/l)	5	10	5	5
窒素含有量 (単位 mg/l)	20	30	10	10
リン含有量 (単位 mg/l)	2	2	0.5	0.5
大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下	3,000以下	3,000以下	3,000以下
排水水の 1日当たりの通常の量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> )	3,000	3,000	3,600	3,600

(平成21年 2月 2日 掲示済)

奈良市告示第44号

奈良市住居表示に関する条例 (昭和42年奈良市条例第21号) 第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年 2月 2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成21年 2月 2日 掲示済)

奈良市告示第45号

農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条例第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成21年 2月 3日

奈良市長 藤原 昭

1 変更した農業振興地域整備計画の名称

- (1) 奈良農業振興地域整備計画 (農業・農村整備計画)
- (2) 都祁農業振興地域整備計画
- (3) 月ヶ瀬農業振興地域整備計画

2 変更後の農業振興地域整備計画書 (農業・農村整備計画書) の写しの縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市観光経済部農林課内

(平成21年 2月 3日 掲示済)

奈良市告示第46号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和59年奈良

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 2月 3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年 2月 3日
- 3 移動対象区域  
近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例 (平成元年奈良市条例第3号) 第1条第1項に規定する市の休日 (毎月の第2及び第4土曜日を除く。) を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの (学生証・運転免許証・保険証等) をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
    - ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
    - イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課  
電話0742-34-1111代表

(平成21年2月3日揭示済)

**奈良市告示第47号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年2月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年2月4日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成21年2月4日揭示済)

**奈良市告示第48号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年2月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年2月5日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成21年2月5日揭示済)

**奈良市告示第49号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年2月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成19年10月10日 奈良市指令都整開 第07A-26号  
平成20年10月31日 奈良市指令都整開 第07A-26-1号  
平成21年1月7日 奈良市指令都整開 第07A-26-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成21年2月5日 第1157号
- (2) 公共施設 平成21年2月5日 第510号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市白毫寺町15番地の1の一部、15番地の5の一部、16番地の1、16番地の2、75番地の1の一部、75番地の4の一部、75番地の5の一部、75番地の12、75番地の30、77番地の1の一部、78番地の5、91番地の2、91番地の3、91番地の8の一部、1326番地、1327番地の一部、1328番地、1329番地、1330番地及び1331番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県北葛城郡広陵町大字笠222番地の1  
株式会社 ウエダ 代表取締役 上田定央

5 公共施設の種類の、位置及び区域

(1) 道路

奈良市白毫寺町15番地の1の一部、15番地の5の一部、16番地の1の一部、16番地の2の一部、75番地の4の一部、75番地の5の一部、75番地の12の一部、75番地の30、77番地の1の一部、78番地の5の一部、91番地の2の一部、91番地の3の一部、91番地の8の一部、1326番地の一部、1327番地の一部、1328番地の一部、1329番地の一部、1330番地の一部及び1331番地の一部

(2) 下水道

奈良市白毫寺町15番地の1の一部、15番地の5の一部、16番地の1の一部、16番地の2の一部、75番地の4の一部、75番地の12の一部、77番地の1の一部、91番地の3の一部、1326番地の一部、1327番地の一部、1328番地の一部、1329番地の一部、1330番地の一部及び1331番地の一部

(3) 公園

奈良市白毫寺町75番地の4の一部、91番地の2の一部、91番地の3の一部及び91番地の8の一部

(4) 管路敷

奈良市白毫寺町15番地の1の一部

(5) 調整池

奈良市白毫寺町15番地の1の一部

(平成21年2月5日揭示済)

**奈良市告示第50号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年2月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年2月6日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁

止区域  
以下省略

(平成21年2月6日揭示済)

**奈良市告示第51号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年2月9日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成21年2月23日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成20年11月4日、同月7日、同月10日から同月13日まで、同月18日、同月20日、同月21日、同月25日及び同月26日

(平成21年2月9日揭示済)

**奈良市告示第52号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年2月9日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成21年1月6日 奈良市指令都整開 第08A-35号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年2月9日 第1158号

(2) 公共施設 平成21年2月9日 第511号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺国見町一丁目2137番地の86及び2137番地の88

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区難波2丁目2番3号

近鉄不動産株式会社 取締役社長 谷口宗男

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西大寺国見町一丁目2137番地の86の一部及び2137番地の88の一部

(平成21年2月9日揭示済)

**奈良市告示第53号**

平成21年奈良市告示第32号により臨時休場した梅の郷月ヶ瀬温泉については、平成21年2月9日（月）から開場します。

平成21年2月9日

奈良市長 藤原 昭

(平成21年2月9日揭示済)

**奈良市告示第54号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年2月12日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひまわりクリニック	奈良県奈良市右京一丁目4 ひまわり館4階	平成20年 9月30日
ダイコク薬局	奈良県奈良市西大寺栄町3 -20ポポロビル1F	平成20年 12月15日

(平成21年2月12日揭示済)

**奈良市告示第55号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年2月12日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人ひまわり会 ひまわりクリニック	奈良県奈良市右京一丁目4	平成20年 10月1日
ダイコク西大寺薬局	奈良県奈良市西大寺栄町3 -20ポポロビル1階	平成20年 12月16日

(平成21年2月12日揭示済)

**奈良市告示第56号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年2月12日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成21年2月12日

3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成21年2月12日揭示済)

**奈良市告示第57号**

平成21年2月12日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成21年2月12日

奈良市長 藤原 昭

1 平成20年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

別紙

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,984,620 <sup>千円</sup>	268,000 <sup>千円</sup>	14,252,620 <sup>千円</sup>
	2 国庫補助金	1,017,054	268,000	1,285,054
歳入合計		119,943,908	268,000	120,211,908

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		40,397,441 <sup>千円</sup>	8,000 <sup>千円</sup>	40,405,441 <sup>千円</sup>
	2 児童福祉費	12,140,895	8,000	12,148,895
7 商工費		1,794,224	260,000	2,054,224
	1 商工費	1,794,224	260,000	2,054,224
歳出合計		119,943,908	268,000	120,211,908

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費			8,000 <sup>千円</sup>
	2 児童福祉費	子育て応援特別手当事務経費	8,000
7 商工費			260,000
	1 商工費	定額給付金給付事務経費	260,000
合計			268,000

1 一般会計

(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	13,984,620	268,000	14,252,620

歳入合計	119,943,908	268,000	120,211,908
------	-------------	---------	-------------

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	40,397,441	8,000	40,405,441	8,000			—
7 商工費	1,794,224	260,000	2,054,224	260,000			—
歳出合計	119,943,908	268,000	120,211,908	268,000			—

2 歳入

第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	340,149	8,000	348,149	6 児童措置費補助金	8,000	子育て応援特別手当事業費補助金
4 商工費国庫補助金	—	260,000	260,000	1 定額給付金給付事業費補助金	260,000	定額給付金給付事務費補助金
計	1,017,054	268,000	1,285,054			

第15款 国庫支出金

3 歳出

第3款 民生費 第2項 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	703,115	8,000	711,115	特定財源 8,000 (内訳) 国庫支出金 8,000	3 職員手当等	504	子育て応援特別手当事務経費
					7 賃金	3,303	
					9 旅費	100	
					11 需用費	1,013	
					12 役務費	80	
					13 委託料	3,000	
計	12,140,895	8,000	12,148,895	特定財源 8,000 一般財源 0			

第3款 民生費

第7款 商工費 第1項 商工費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 定額給付金給付事業費	—	260,000	260,000	特定財源 260,000 (内訳) 国庫支出金 260,000	3 職員手当等	27,396	定額給付金給付事務経費
					4 共済費	3,360	
					7 賃金	27,222	
					8 報償費	920	

					9 旅費	72
					11 需用費	5,417
					12 役務費	136,300
					13 委託料	51,376
					14 使用料及び賃借料	7,901
					19 負担金補助及び交付金	36
計	1,794,224	260,000	2,054,224	特定財源 260,000 一般財源 0		

第7款 商工費

4 給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	2,886 (102)	11,986,022	12,561,624	24,547,646	3,418,435	27,966,081	
補正前	2,886 (102)	11,986,022	12,533,724	24,519,746	3,418,435	27,938,181	
比較			27,900	27,900		27,900	

職員手当の内訳	区分	超過勤務手当	管理職員特別勤務手当	職員手当	27,900	定額給付金給付事務経費	27,396	超過勤務手当	27,216
	補正後	1,010,210	6,644						
	補正前	982,490	6,464						
	比較	27,720	180						管理職員特別勤務手当 180

一般会計款別性質別経費総括表

(単位：千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
		子育て応援特別手当事務経費	504 超過勤務手当 504	

性質区分	民生費	商工費	合計
人件費	504	27,396	27,900
物件費	7,496	231,648	239,144
補助費等		956	956
計	8,000	260,000	268,000

物件費の内訳表

附表1

(単位：千円)

節 会計及び款	共済費	賃金	旅費	需用費	細節			役務費	細節			委託料	使用料及び賃借料	計
					消耗品費	印刷製本費	光熱費		通信運搬費	広告料	手数料			
民生費		3,303	100	1,013	513	500		80	80			3,000		7,496
商工費	3,360	27,222	72	5,417	967	3,850	600	136,300	55,900	600	79,800	51,376	7,901	231,648
一般会計合計	3,360	27,222	72	5,417	967	3,850	600	136,300	55,900	600	79,800	51,376	7,901	239,144

その他経費の内訳表

附表2

(単位：千円)

会計及び款	節	報償費	負担金補助金及び交付金	計
商工費		920	36	956
一般会計合計		920	36	956

(平成21年2月12日揭示済)

奈良市告示第58号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年2月13日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年2月13日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年2月13日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年2月5日

奈良市監査委員 吉田 肇  
 同 中和田 守  
 同 三浦 教次  
 同 大橋 雪子

学校・園

監査結果公表日 平成21年1月5日（奈良市監査委員告示第2号）

措置結果通知日 平成21年1月20日

【監査の結果】	【措置の内容】
各学校の施設修繕（50万円未満）において、写真や施設修繕検収書からは、施工箇所数や施工範囲の全容が把握できにくいものが見受けられた。 一例として、「職員室カーテ	施設修繕料の請求において、施工部分の全容が把握できる修理前と修理後の写真を添付するとともに、施設修繕検収書については、

ンルール修理一式」として修繕が実施された事例で、一部分しか完了写真がなかったが、実際は全面のルールを修理されていたものがあった。

検収にあたっては、写真や検収書の記載で修繕の全容が把握できるよう注意されたい。

施設箇所数や施工範囲が把握できるよう詳しく記入することといたしました。

一条高等学校

監査結果公表日 平成21年1月5日（奈良市監査委員告示第2号）

措置結果通知日 平成21年1月21日

【監査の結果】	【措置の内容】
一条高等学校には、招致外国青年（外国語指導助手）が勤務しており、外国語を指導している。毎週水曜日（学校教育課の勤務計画による）は他校で外国語の指導を行っているにもかかわらず、市内旅行命令簿には旅行の命令がなく旅費も支給されていなかった。 奈良市の招致外国青年就業規則第9条第1項において、招致外国青年が他校へ市内出張するときは、一般職に属する職員の例により旅費を支給する、と規定されている。 招致外国青年を他校へ市内出張させる場合は、必ず市内旅行命令簿により命令手続きされたい。	招致外国青年の他校へ市内出張した実績9月から12月までを確認し、市内旅行命令簿により旅行命令を行い、市内旅費実績額を一括して招致青年の口座に振り込み支払手続きを行いました。

(平成21年2月5日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第2号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年2月6日

奈良市水道事業管理者  
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 新恒工業	代表取締役 北浦 智美	大阪府茨木市東福 井一丁目2番3号	平成21年 2月4日

(平成21年2月6日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第2号

平成21年2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成21年2月4日

奈良市教育委員会  
委員長 冷水 毅

- 1 日時  
平成21年2月10日(火)  
午前10時00分から
- 2 場所  
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件  
教育長報告
  - (1) 平成20年度3月補正予算要求について
  - (2) 奈良市教育ビジョン(中間報告)に対するパブリックコメントの概要について
  - (3) 「2009近畿まほろば総体」の概要及びもてなし事業について議事  
議案第43号 平成20年度 奈良市教育委員会施策評価報告書について  
議案第44号 平成21年度 奈良市教育目標と目標の解説について  
議案第45号 平成20年度 奈良市立幼稚園修了式並びに奈良市立小・中・高等学校卒業式における告示等について  
議案第46号 奈良市学校給食センター条例の一部改正について  
その他  
教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2月～3月  
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年2月4日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会平成21年2月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成21年2月5日

奈良市農業委員会  
農地部会長 徳西利和  
記

- 1 日時  
平成21年2月13日(金) 午後1時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
  - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
  - (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
  - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
  - (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
  - (6) 水田利用転換届出について
  - (7) 知事許可について(1月許可分)
  - (8) 非農地証明について(1月分)

(平成21年2月5日揭示済)